

規制改革ホットライン処理方針
(令和7年1月21日から令和7年5月22日までの回答)

デジタル・AI WG関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
24. 地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止	その他	△	1
25. 地方公共団体における定期的な支出における自動口座引落の許容	検討を予定	△	2
26. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	その他	△	3
33. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化	対応不可	△	4
古物営業法の各種手続きの電子化について	検討に着手	△	5

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和7年1月23日	回答取りまとめ日	令和7年2月18日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化 (f)
具体的内容	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。 (f) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼
提案理由	○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担(現物保管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (f) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼 地公体からの各都道府県の市町村職員共済組合への振込については、地公体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があり、事務負担となっている。 昨年度要望に対し、総務省は「まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握したうえで、その対応の可否について検討していく」と回答している。実態把握の結果や、それを踏まえた対応方針について回答いただきたい。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方自治体から共済組合への掛金・負担金の振込方法について、インターネットバンキングを利用して振込を行っている地方自治体もあれば、共済組合指定の振込用紙を用いて金融機関に対して振込依頼を行っている地方自治体もあるところ。	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	現状を受け、振込依頼を行う地方公務員共済組合に対し、地方自治体が進めるインターネットバンキングの活用等公金取扱全般のデジタル化の取組を踏まえた対応について周知してまいりたい。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和7年1月23日	回答取りまとめ日	令和7年2月18日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	25. 地方公共団体における定期的な支出における自動口座引落の許容
具体的内容	地方公共団体における定期的な支出(金融機関への手数料支払い、公共料金支払い、元利金返済等)について、口座引落による支出を可能とする。
提案理由	○2024年10月より、内国為替制度運営費が、地公体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出にも適用されることとなった。これに伴い、地公体から金融機関への手数料の支払件数が増加することが想定される。 ○現状、金融機関が地公体から手数料等を受領する場合、支払方法(小切手、インターネットバンキング(以下、IB))を問わず、地方自治法施行令第165条の2に基づき、金融機関から請求書を発行し、それを起点に地公体が支払いを指図している。このため、内国為替制度運営費の適用開始後は、請求書発行負担が大幅に増大することが懸念される。 ○総務省は、地公体あて通達において「IBによる口座振替の方法により支出することが可能である」旨を通知しているが、IBによる支出を導入しても、「自動口座引落」(事前に設定した口座から定期的に必要な資金を引き落とすこと)の利用は不可とする地公体が大多数となっている。 ○これは、地公体において、総務省通達上の「口座振替」は、「支払いの必要が生じた都度、IBで振込の操作をすること」を指しており、支出にあたっては「債権者からの申出」(地方自治法施行令第165条の2)や「会計管理者の通知」(同第168条の3第2項)が必要とされる以上、「自動口座引落」は含まないと解釈していることが要因である。 ○こうした状況を踏まえ、総務省におかれては、「既存の通知における、IBによる口座振替には、都度の振込だけでなく『自動口座引落』も含意しており、事務負担軽減の観点から自動口座引落を積極的に利用推奨する」旨を通知いただく等、地公体における定期的な支出(金融機関に支払う各種手数料や元利金返済、公共料金の支払い等)については、「自動口座引落」の利用を可能としてほしい。 ○「自動口座引落」の利用が可能となれば、金融機関の請求事務が軽減されるだけでなく、地公体にとっても、「会計管理者の通知」を都度取得するための手続き(小切手の振出やIBでの振込操作)が不要になる等、事務負担の大幅な削減効果が期待される。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	地方公共団体において、指定金融機関等に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、会計管理者は、指定金融機関等に通知して、口座振替の方法により支出をすることができるとされています。	
該当法令等	地方自治法第232条の5第2項、 地方自治法施行令第165条の2、第168条の3第2項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	地方公共団体の公金の支出を自動引き落としで行うことについては、その可能性を含め検討してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和7年1月23日	回答取りまとめ日	令和7年2月18日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	26. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化
具体的内容	中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。また、特定業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。
提案理由	○中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、同機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○昨年度要望に対し、厚生労働省は「契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識している。(中略)2026年10月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を進めていきたい」と回答いただいているが、回答いただいたスケジュールに沿って、着実に検討を進めていただきたい。 ○また、特定業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならず、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法(ペイジーまたは口座振替)による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながるため、検討いただきたい。 ○昨年度要望に対し、厚生労働省は「電磁的方法を導入する場合、システムの構築および運用には相当のコストがかかるところ、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要」と回答している。しかし、銀行では共済証紙に関する残高管理等の負担を強いられており、このような社会的コストがあることや、デジタル社会の形成という政府の目標等も踏まえて、電磁的方法の導入を前向きに検討いただきたい。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	○中小企業退職金共済制度の申込書は、退職金共済契約申込書及び預金口座振替依頼書等の必要書類を、金融機関又は委託事業主団体の窓口提出して行います。 ○特定業種退職金共済の掛金は、共済契約者(事業主)が金融機関窓口で共済証紙(日額)を購入し、被共済者(労働者)に賃金を支払う都度、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によることとされておりましたが、建設業退職金共済制度については、2020年10月より、電磁的方法(ペイジーまたは口座振替)による納付が可能となっています。	
該当法令等	中小企業退職金共済法第44条第5項 中小企業退職金共済法施行規則第4条第1項、第86条、第86条の3 令和2年4月22日厚生労働省告示第191号	
対応の分類	その他	
対応の概要	○契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識しています。 中退共では、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、令和8年10月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を着実に進めていきたいと考えています。 ○特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、就労実績に応じた掛金納付を行うことができる、共済契約者及び被共済者双方にとって簡便な方法として共済手帳への証紙貼付の方法を設けています。 建設業退職金共済における電磁的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法と電磁的方法による納付との併存方式を採ることとし、電磁的方法への一本化はしなかったところです。 また、建設業以外の特定業種についても、現行の証紙貼付方法による掛金納付に関し、金融機関における共済証紙の残高管理等の業務負担にかかる社会的コストがあること、ならびにデジタル社会の形成という政府の目標については承知しているところであります。 しかしながら、電磁的方法の導入については、社会情勢の変化と導入時及び導入後に継続して発生する運用コストの双方を見極めることが重要であることから、引き続き慎重に検討を行う必要があるものと考えております。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和7年1月23日	回答取りまとめ日	令和7年2月18日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	33. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化
具体的内容	有事発生時における銀行店舗の臨時休業・業務再開等に係る手続き(行政庁への届出、公告、店頭掲示)を簡素化する。
提案理由	○2019年10月の銀行法施行規則改正により、台風・地震・異常気象等によって、営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、臨時休業および業務再開の届出・公告・店頭掲示が不要とされた。 ○他方で、近年、国際政治の不安定化を背景に、国際的にミサイル発射やテロ等の有事が増加しており、日本においても、有事発生によって役職員や利用者に重大な危険を生じさせる懸念が高まっている。そのため、有事発生時にも、異常気象等発生時と同様に、臨時休業・業務再開等に係る手続きを簡素化いただきたい。 ○営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「有事」として、例えば、以下のケースを想定している。 ・全国瞬時警報システム(Jアラート)が配信される近隣諸国からのミサイル発射 — 2023年、北朝鮮のミサイル発射に伴い、Jアラートが4回発出された。 ・国内でのテロや日本が関係する軍事衝突等の発生 ・原子力災害対策指針における全面緊急事態 ・1類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)のパンデミック 等
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業するときは、その旨を届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った事務所が業務を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	
該当法令等	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第2項第5号、第5項第2号、第6項第2号	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	銀行の店舗を臨時休業・営業再開する際に、届出・公告・店頭掲示の手続きが必要とされているのは、銀行の業務の高い公共性を踏まえたものであり、その手続きを簡素化することは、慎重に検討する必要があるところ、直ちに措置することは困難です。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル・AI WG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	令和7年1月23日	回答取りまとめ日	令和7年2月18日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	古物営業法の各種手続きの電子化について
具体的内容	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。
提案理由	2023年度の当協会提言に対する警察庁の回答「検討に着手」を踏まえ、早急に電子化を進めること。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁	警察庁
制度の現状	古物営業に係る申請等については、古物営業法(昭和24年法律第108号)等に基づき、都道府県公安委員会に申請することとされています。	
該当法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)第5条第1項及び第7条 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第1条の3及び第5条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	警察庁では国民の利便性向上のため、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を可能とする「警察行政手続サイト」を、令和3年6月1日から試行的に運用しているところ、古物営業法に関しても令和6年1月から仮設店舗における営業の届出の手続を追加しています。 また、令和7年末までには、より利便性の高いシステムを整備することとしており、古物営業法に係る手続について、当該システムにおけるオンライン申請等が可能となるよう検討を進めているところです。	

区分(案)	△
-------	---